熊本県小規模事業者おうえん資金実施要領

（融資対象者）

第１　融資対象者は、既存の熊本県信用保証協会（以下、「保証協会」という。）の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）と本資金との合計が2,000万円以下となる従業員20人（商業･サービス業５人(宿泊業・娯楽業を除く）)以下の小規模企業者とする。

※業種の基準は、産業分類【第13回改定】とする。

（資金使途）

第２　資金使途は、設備資金又は運転資金とする。

（融資限度額）

第３　融資限度額は、2,000万円とする。

（融資期間）

第４　融資期間は、下表のとおりとする。

設備資金	１年以上７年以内（据置期間６か月以内）
運転資金	１年以上５年以内（据置期間６か月以内）

（貸付方法）

第５　貸付方法は、証書貸付とする。

（返済方法）

第６　返済方法は、均等分割返済とする。

（融資利率）

第７　融資利率は固定とし、下表のとおりとする。

３年以内	年1.30%以内
５年以内	年1.45%以内
７年以内	年1.60%以内

（保証料率）

第８　県補助後の保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定する（年率）。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1.35%	1.15%	0.95%	0.75%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%

経営安定関連保証（セーフティネット保証）の保証料を適用する場合
0.85%

※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。

①担保の提供がある場合

②会計参与を設置していることを登記により確認できる場合

（担保）

第８　担保は原則不要とする。

（保証人）

第９　保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要とする。

（申込先）

第10　本資金の申込先は、県内各商工会議所、県内各商工会、熊本県信用組合、公益財団法人くまもと産業支援財団とする。

附　則

１　この要領は、令和４年４月１日から施行する。

２　熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。